東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役社長 小早川 智明 様

申入書

- 1 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取り組み及び確実な安全対策について
- 2 福島第一原子力発電所における確実な汚染水・処理水対策について
- 3 福島第一原子力発電所事故からの復興について
- 4 福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取り組み及び確実な安全対策について

令和4年 11 月 28 日 福島県いわき市長 内田 広之

【重点申入項目】

| 1 | 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取り組み及び確実な安全対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | よ 21 |
|---|--|---------------|
| 2 | 福島第一原子力発電所における確実な汚染水・処理水対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 策 3 |
| 3 | 福島第一原子力発電所事故からの復興について・・・P | °5 |
| 4 | 福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取り組み及び確実を | ない |

1 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取り組み及び確実な安全 対策について

東京電力ホールディングス㈱(以下「東京電力」という。)に対しては、これまでも再三にわたり、福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という。)事故の一刻も早い収束を強く求めてきたところであり、数十年に及ぶ廃炉作業においては、市民生活への影響が無いよう廃炉作業を安全かつ確実に進めることが大前提であることから、併せて「確実な安全対策の実施」についても申し入れを行ってきたところであります。

このような中、令和3年2月及び令和4年3月には震度6弱の地震が発生し、原子炉の水位が低下するなど、事故から10年以上が経過した今もなお、原発に対する市民の不安は払しょくされることなく燻り続けております。

また、柏崎刈羽原発においては、核物質防護上における不適切事象が立て 続けに発覚するなど、原発事故を引き起こした事業者とは思えないほど企業 の風土、体質が全く変わっておらず、市民からの信用は際限なく失われてい ると言わざるを得ません。

東京電力においては、改めて<u>事故に対する責任を全うすることを最大最優</u> 先とし、全社をあげて人的資源を含めた全ての経営資源を福島に投入して廃 炉や賠償に取り組むなど、東京電力に対する不安感や不信感を解消するため の取り組みが、これまで以上に強く求められているものと考えております。

廃炉作業における1つのミスが福島第一原発事故からの復興の妨げになるとともに、風評被害の長期化や市外で生活されている方々の帰還に大きな影響を及ぼすことを改めて認識し、<u>今一度、安全管理体制を徹底して見直すなど十分な安全確保を図ること、また、市民への丁寧な情報提供の在り方について真摯に検討する等、特に次の5項目について強く申し入れます。</u>

(1) 福島第一原発の確実な安全対策の実施

福島第一原発においては数十年に及ぶ廃炉作業期間中、多くの市民が不安を抱えた生活を強いられることから、東京電力及び国の責任において、確実な安全対策を講じるとともに、一日も早い廃炉完了に向けて全力で取り組み、事故から30年から40年後までには間違いなく廃炉を完遂すること。

特に、原発事故から 10 年以上経過したことによる設備の劣化などが顕在化し、放射性物質の漏えい事象が発生したことから、<u>敷地外へ放射性</u>

<u>物質が流出することが無いよう、改めて放射性物質漏えいのリスクを洗</u>い出すなどの万全の対策を講じること。

更に、昨年、今年と震度6弱の地震が続けて発生している中、地震計の設置個所について不備があったことに加え、1号機原子炉格納容器のペデスタルが溶解していることが判明するなど、耐震性に不安を感じる事象が立て続けに発生していることから、そうした不安を払拭するためにも、大規模な自然災害への対策について改めて評価すること。

(2) 作業員の安全管理の徹底

労災事故の防止に努めるほか、作業員の安全意識の醸成に努めるなど、 何よりも現場で働く作業員の安全管理に万全を期すこと。

また、今後は高い放射線量下での作業が増えることが予想されることから、<u>作業場の放射線量を低減するなどの被ばく低減対策に取り組むととも</u>に、作業員の人的な確保や健康管理などを含め、適正な作業管理をさらに徹底すること。

(3) 環境モニタリングの徹底

廃炉作業が安全に進められていることを確認するためには、福島第一原発周辺の環境モニタリングが徹底されていることが大前提であることから、国、県及び第三者機関と連携し、透明性を確保した上で環境モニタリングを実施し、その結果を他地域と比較するなど、福島は安全であることを全国、全世界へ分かりやすく発信すること。

(4) 市民への丁寧な説明責任の遂行

市民が安心して日常生活を送るためには、福島第一原発の状況を正しく把握することが必要であることから、廃炉の状況等について<u>市民の目線に立った分かりやすく丁寧な情報提供を常に心がけ、事故を発生させた当事者として市民への説明責任を果たすこと。</u>

(5) 市民からの信用獲得

平成14年に発覚したデータ改ざん・隠ぺい事件をはじめ、度重なる不祥事やトラブルにより、東京電力に対する市民の信用は失墜していると言わざるを得ず、このような状況では、東京電力が公表する資料が信用されない上、ひいては福島の安全性に対して全国、全世界から疑問符を付けられてしまうことから、一度失墜した信用を取り戻すことは容易ではないことを肝に銘じ、全社を挙げて信用を獲得すること。

2 福島第一原子力発電所における確実な汚染水・処理水対策について

多核種除去設備(ALPS)において大部分の放射性物質を除去した水、いわゆるALPS処理水の海洋放出については、令和3年4月に政府が方針を決定し、本年4月には国際原子力機構(IAEA)がその科学的安全性について中間報告をとりまとめました。また、本年7月には原子力規制委員会が設備の設置を認可するなど、科学的な安全性について客観的な知見が集まってきていると感じております。

また、本年8月からは海底トンネル掘削工事が着工しておりますが、認可された通りの設備が建設されることは勿論、定められたとおりに設備を運用し、トラブルなく科学的な安全性が担保することも重要です。

こうした科学的な安全性を担保することは大前提であり、その上で、こうした事実を広く国内外に理解してもらい、風評が発生しないことが何より重要ですが、10年以上前の事故による風評が未だ根強く残っていることを踏まえれば、並大抵の努力では難しいことが容易に想像できます。

一日も早い廃炉完了が最も重要なことではありますが、10年以上前の福島第一原発事故により、実害、偏見、風評など、<u>様々な面で苦難を強いられてきた市民が、再び風評等の犠牲となることはあってはなりません。</u>

実際に放出が開始されるまでにはまだ時間がありますが、方針決定により既に風評が上乗せされているとの声もあることから、国のみならず東京電力としても早急に風評対策を講じること、また、関係者の理解と合意を得ることに全力を尽くすこと等、次の3項目について強く申し入れます。

(1) 関係者の理解と合意の獲得

市民や関係者が二度と風評等に苦しむことが無いよう、以下の2点について説明責任を果たし、<u>ALPS処理水の処分を実施する前に理解と合意を得ること。また、それまでは陸上保管を継続し、理解と合意を得る前にタンク保管が限界に達することが無いよう、時期ありきではなく、</u>保管容量の余力の確保等についても検討すること。

ア 科学的安全性に係る正確な情報発信の強化

評価の基礎データとなる放射性核種の種類、濃度、総量などを正確に分析・把握するとともに、「福島は安全である」ということを、科学的知見に基づき、<u>誰でも理解できるように分かりやすく全国、全世界へ周知し、理解と合意を得ること。</u>

特に、様々なメディアを活用して国内外への情報発信を強化すること。

また、情報発信にあたっては、例えば国内外施設との比較を活用するなど、分かりやすい内容とするとともに、関係者の理解醸成活動についても積極的に発信すること。

イ 万全な風評対策等

正確な情報発信により風評を発生させないことが肝要であるが、それでも発生するおそれのある<u>風評被害に対して万全の対策を講じ、そ</u>の内容について利害関係者の理解と合意を得ること。

また、仮に損害が生じてしまった場合には、<u>損害を立証する際の被害者側の負担の軽減など、円滑に賠償するスキームを構築し、利害関係者の理解と合意を得ること。</u>

(2) トリチウム分離技術の確立

トリチウムの分離技術については、現在第三者機関が幅広く公募をかけているところであるが、他社まかせにせず、実用化の可能性を前向きに評価し、東京電力としても実用化に向けて全力を尽くすこと。

(3) 汚染水発生の抑制・防止

根本的な原因である汚染水の発生を抑制し、将来的には防止するよう、 高等教育機関などの<u>様々な知見を参考にしながら抜本的な対策を講じる</u> こと。

3 福島第一原子力発電所事故からの復興について

本市の市民や事業者は、事故から 10 年以上が経過するも未だ収束していない状況の中、不安を抱えながら生活や事業活動を行っており、その精神的な苦痛や未だ根強く残っている風評被害に伴う営業損害は計り知れないものがあります。

被害者である全ての市民や事業者のために、復興に向けた風評払拭に全力を尽くし、それでも発生する損害に対して迅速かつ適正な賠償を実施するとともに、地方公共団体への賠償に対しても責任をもって対応するほか、新たな産業の創出などに対しても責任をもって対応されますよう、次の4項目について強く申し入れます。

(1) 風評払拭への取り組み

福島に対する風評を払拭するため、本市においては、生産者をはじめ、関係団体等と連携し、市内量販店等に協力いただきながら、本市農林水産物のPRを実施するなど、県や被災自治体は懸命な努力を積み重ねているところであるが、10年以上が経過した今もなお、風評被害が継続していることから、事故の責任者である東京電力においても風評を払拭するための努力を継続するとともに、これまで実施してきた対策の効果を検証し、全国、全世界に対して福島の現状を正しく理解していただくような抜本的な風評対策を講じること。

(2) 原子力損害賠償に係る「3つの誓い」の遵守

市内における農林水産業及び加工業、観光業等の幅広い業種において 未だ風評被害が継続しており、個別具体的な事情による損害についての 意見や要望も真摯に汲み取り、市民や事業者の再建に結び付くよう、適 正な賠償がなされなければならないが、これまでの賠償実績をみると、 本市としての損害賠償に対しても未だ支払われた額は、請求額の半分に 満たないことや、事業者や市民の方に対する損害賠償に対しても、AD Rによる和解案が拒否される事例が発生していることを踏まえれば、東 京電力における賠償に対する取り組みは十分とは言い難い状況である と言わざるを得ない。

新々・総合特別事業計画において<u>自らが掲げている3つの誓い「最後の1人まで賠償</u>貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」、「和解仲介案の尊重」を遵守するとともに、原子力損害に係る賠償請求の実態を踏まえた上で、適切な賠償を実施すること。

(3) 廃炉に関わる地元企業の活性化

令和4年4月27日に示された「浜通りにおける廃炉産業集積の取り組みについて」において、廃炉関連施設の設置に向けた準備が徐々に進み、また、廃炉産業集積を通じた復興への貢献策が具体的に示されたことから、一定程度の評価をしているところでありますが、<u>浜通り地域の真の経済復興を実現するためには、早期且つ着実に具体化するとともに、より多くの地元企業が参入し、地域に根付いた産業へと深化させることが重要であると考えておりますことから、次の事項について強く申し入れます。</u>

- ア 2020 年代に設置を予定している廃炉関連施設の整備にあたっては、 浜通り地域の事業者を最大限活用すること。
- イ 地元企業が積極的に廃炉産業への参入に向けたチャレンジができるよう、商談会やマッチングに留まらず、具体的な廃炉作業の内容や関連する業種、作業に必要となる資格などを具体的にわかりやすく商工会議所や商工会などの地元産業界へ積極的に示すこと。
- ウ 国は、「福島国際研究教育機構」を設置し、廃炉関連技術の研究開発 を進めるとしていることから、当該機構との連携はもとより、機能製 品の製造や新技術開発等に地元企業を加えるなど、<u>地元企業の技術力</u> 向上、参入促進を図ること。

(4) 浜通りの産業復興を支える風力産業の創出・育成

本市においては、その幅広い経済波及効果と多様な雇用効果に着目し、 福島イノベーション・コースト構想の中でも、とりわけ風力発電関連産 業を原子力に代わる浜通り地域の新たな基幹産業として根付かせ、浜通 り地域の再生と真の復興につなげていくための取り組みを積極的に進め ております。

一方で、東京電力ホールディングスは、第四次総合特別事業計画(2021年8月4日認定)の中で、福島事業の事業戦略として「廃炉関連作業のみならず、事業の再開・継続を始め、福島復興の中核となり得る新産業の創出に向けた産業基盤の整備や交流人口等の拡大、雇用機会の創出に向けた取組を継続していく」と掲げております。

本市が注力する風力発電関連産業の創出は、上述のとおり、「福島復興の中核となり得る新産業の創出」や「雇用機会の創出」に大きく貢献する取り組みだと認識しております。

このように、御社が掲げる福島事業の事業戦略と本市の取り組みは方

<u>向性が合致していることから</u>、実現に向けて連携することで、地域全体における誇りの回復及び持続可能な産業発展に結び付くものと考えております。

具体的には、今後の福島にとっては市場の形成や地元企業の参画などが必要不可欠であることから、東京電力リニューアブルパワー株式会社(以下「東京電力RP」という。)が実施する<u>風力発電事業について、次</u>の事項を強く申し入れます。

ア 風車メーカーとタイアップした低風速風車等の技術開発の推進

浜通り地域への風力発電の導入拡大においては、低風速域や深い水 深に適した市場形成が不可欠である。

国においても、洋上風力の産業競争力強化に向けた技術開発ロードマップ(2021年4月)の中で、低風速等に対応した風車仕様の最適化や、低風速域向けの長尺化等のブレード開発などの技術開発を位置づけていますが、国内で具体的なプロジェクトの展開には至っていない。

こうした技術開発は、原子力発電所事故を経験し、再生可能エネルギーへの転換を進める福島においてこそ先駆的に取り組むことに社会的意義があると考えている。

また、御社がドイツ、デンマークの企業と共同で実施しているテトラ・スパー型洋上風力発電の実証プロジェクトも、福島県沖での市場形成を早期に実現するための有効な技術開発だと考えている。

ついては、グローバルメーカーと協働で、本県での導入を見据えた、 低風速域に対応した先駆的技術開発や浮体式洋上風力用風車を福島 県沖に率先導入するなど、<u>浜通り地域に投資を呼び込む具体的なプロ</u> ジェクトを組成すること。

イ 地元企業の積極的な活用

浜通り地域における風力発電関連産業の創出・育成に向けた取り組みと東京電力RPが進める風力発電事業が協調し合い、相乗効果を最大限に発揮し、相互にとって好循環となる未来づくりが進むよう、福島県浜通りをフィールドとする様々なプロジェクトを組成するとともに、これまで以上に協議を重ね、浜通り地域の技術と人財を活かした地元企業の積極的な活用につながる事業構築を図ること。

4 福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取り組み及び確実な安全 対策について

福島第二原子力発電所(以下「福島第二原発」という。)については、その廃炉作業に44年という期間を要するとされており、福島第一原発の廃炉と同時並行となることから、東京電力としては過去に例が無い、計10基の廃炉を同時に進行しています。

また、使用済燃料や放射性廃棄物の具体的な搬出先が決まっていないことから、このまま福島が放射性廃棄物の処分場にされてしまうことを懸念する声もあります。

福島第二原発の廃炉作業を安全かつ計画的に進めるためには、今から 40 年先を見据えた取り組みが必要であることから、次の3項目について強く申し入れます。

(1) 福島第二原発の廃炉作業における確実な安全対策の実施

廃炉完了までに44年を要すると見込まれているが、その間は市民が不安を抱きながら生活することになるため、福島第一、第二原発の廃炉作業が同時進行となることを踏まえ十分な人材を確保しながら、可能な限り工程の短縮に努めるとともに、安全・安心を第一に廃炉作業を進めること。

(2) 使用済み燃料等の県外搬出

特に大きなリスク源となりうる使用済み燃料等については、<u>可能な限り早期に県外へ搬出するとともに、</u>放射性廃棄物についても、<u>現時点から処分方針に係る検討を進めること。</u>

(3) 市民への丁寧な説明責任の遂行

市民が安心して日常生活を送るためには、福島第一原発と同様に福島第二原発の状況も正しく把握することが必要であることから、上記のような懸念事項も含めて、市民の目線に立った分かりやすく丁寧な情報提供を常に心がけ、市民への説明責任を果たすこと。